

**令和元年度
監査結果のあらまし**

岐阜市監査委員

（令和2年4月）

目 次

1	監査委員制度	1
2	主な監査等	2
3	定期監査及び行政監査	4
(1)	特に留意した事項	5
ア	一般・特別会計	
(ア)	集中管理車以外の公用車の管理について	5
(イ)	A E Dの設置及び管理状況について	5
イ	企業会計	
(ア)	随意契約による委託契約について	6
(イ)	施設の防犯体制について	7
(2)	予算の流用について	7
(3)	交通事故の防止について	7
(4)	指摘事項	9
(5)	意見	1 2
4	財政援助団体等に対する監査	1 3
(1)	監査結果	1 3
5	例月現金出納検査	1 4
(1)	指摘事項	1 4

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づき市長から独立した公平な立場で市の監査を担うため設置されており、監査委員が行うとされている監査等の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資することを目的としています。

また、監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財政管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、議会の同意を得て市長が選任します。

岐阜市では、識見を有する者から2人、議員から2人の合計4人の委員が選任されています。

【岐阜市監査委員（令和元年度）】

区 分		氏 名	就 任 期 間
識見委員 代表監査委員	常 勤	松井 重雄	平成31年4月1日～令和5年3月31日
識見委員	非常勤	森 裕之	平成28年4月1日～令和6年3月31日
議選委員	非常勤	江崎 洋子	平成30年5月19日～令和元年5月1日
議選委員	非常勤	石井 浩二	平成30年5月19日～令和元年5月1日
議選委員	非常勤	鷺見 守昭	令和元年5月24日～議員の任期による
議選委員	非常勤	若山 貴嗣	令和元年5月24日～議員の任期による

監査委員事務局

監査委員が行う監査等を補助するため監査委員事務局が設置されています。

【組織図（令和元年度）】

事務局長 — 監査課長 — 監査係（7人）

2 主な監査等

定期監査（地方自治法第199条第4項）

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、及び水道、病院など公営企業に係る事業が合理的、効率的に行われているかについて監査
（平成30年度から企業会計を除く全部局を2つに分け、隔年で全課を対象に実施）

行政監査（地方自治法第199条第2項）

行政組織、職員配置、事務処理手続等、市の事務の執行が、合理的、効率的に行われているかについて定期監査と併せて実施

随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

補助金その他財政的援助を与えている団体について、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査

工事監査（地方自治法第199条第5項）

工事の設計及び施工が、法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを書類調査及び現場調査により監査

決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算に係る審査で、決算の内容が正しいか、予算が適正かつ効率的に使われているかについて審査

基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかについて審査

健全化判断比率及び資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

前年度の決算等から算定された、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、公営企業の資金不足比率が適正に算定されているかについて審査

例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

市が保管するお金の出し入れが正しく行われているかについて、毎月、日を定めて現金出納検査を実施（一般・特別会計、市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計）

住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第1～9項）

市の公金の支出、財産の管理、契約の締結などについて、違法又は不当な事実が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、当該事項について監査

※ 監査終了後には、**監査結果（指摘事項・意見）を市長及び議会に対して報告**するとともに、市の**掲示場**及び市の**ホームページ**にて公表しています。また、監査対象部局に対しては、指摘事項・意見及び指示事項を部局長に対して通知しています。

なお、監査において指摘した事項と意見については、**3月末時点の措置状況**の報告を求め、その時点で未措置のものについては、更に同年9月末時点で求め、措置状況の進行管理を行っています。

指摘事項	(1) 法令、条例、規則等に抵触し、重大な影響を及ぼす事項又はそのおそれのある事項で、直ちに対応することが適当と認めたもの (2) 不適切な事案の再発防止のために直ちに対応することが適当と認めた事項 (3) その他直ちに対応することが適当と認めた事項
意 見	(1) 効率性、経済性、有効性等の観点から、是正又は改善のために検討することが適当と認めた事項 (2) その他指摘には至らないが、特に言及することが適当と認めた事項
指示事項	事務処理上の軽微な誤り等指摘又は意見には至らない事項

※ 監査委員の**職務権限が及ばないもの**

- ・ 条例そのもの（可否、当不当等）の監査
- ・ 予算編成事務の監査
- ・ 政策の適否あるいは政策判断の妥当性まで踏み込んだ監査

3 定期監査及び行政監査

定期及び行政監査について、全部局の2分の1に対し、監査を実施しました。（企業会計については全会計実施）

令和元年度の定期及び行政監査の実施部局は、一般・特別会計のうち、

- ①企画部
- ②財政部（固定資産評価審査委員会を含む）
- ③子ども未来部
- ④環境部（旧環境事業部、旧自然共生部）
- ⑤基盤整備部
- ⑥市民参画部
- ⑦薬科大学
- ⑧女子短期大学
- ⑨教育委員会
- ⑩会計課
- ⑪議会事務局
- ⑫監査委員事務局

及び企業会計（市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）です。

これらの部局の監査を実施した結果、「指摘事項 18件」、「意見 6件」について、是正又は改善若しくは検討を求めました。

9 ページ以降に、指摘事項及び意見の具体的な事例を掲載しています。

なお、軽微な事項については、別途指示しています。

(1) 特に留意した事項

ア 一般・特別会計

令和元年度は以下の事項について特に留意し、監査を実施しました。

(ア) 集中管理車以外の公用車の管理について

(イ) A E D（自動体外式除細動器）の設置及び管理状況について

(ア) 集中管理車以外の公用車の管理について

平成30年度の定期監査において、積雪時にスタッドレスタイヤ未装着の公用車（集中管理車）を運転し、凍結した路面でスリップしたことを原因とする交通事故が発生したことから、集中管理車以外の公用車のスタッドレスタイヤの装着状況等の管理状況について、特に留意して監査を実施しました。

調査項目は、次のとおりです。

- a 用途、所属で保管している理由
- b 岐阜市公用車管理規程第20条第1項第4号に規定する運転日誌を作成しているか
- c 運転免許証の確認及びアルコールチェックを実施しているか
- d スタッドレスタイヤの装着状況

定期監査対象部局12部局中9部局において公用車を所管しており、所管台数は197台（うちリース車41台）でした。

調査の結果、特に指摘等が必要な事項は見られませんでした。

(イ) A E Dの設置及び管理状況について

一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者によるA E D使用のあり方特別委員会」が公表している「A E Dの適正配置に関するガイドライン」には、市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設や、高齢者のための介護・福祉施設や、学校にA E Dを設置することが望ましい旨の記載があります。

また、設置されたA E Dを維持管理し、いつでも使えるようにしておくこと、設置施設の関係者や住民等が容易にA E Dを見つけ出せるようにすること、教育と訓練によりA E Dを使用できる人材を増やすこと等の記載があることから、市の施設に設置されているA E Dが適切に設置・管理がされているか等A E Dの管理状況について、特に留意して監査を実施しました。

調査項目は、次のとおりです。

- a A E Dの管理状況について
- b 全国A E Dマップへの登録について
- c 日常点検について
- d 研修について

本調査は、市全体の状況を把握するために全部局を対象として事前調査を実施しました。令和元年7月31日時点での市が所管するA E Dは293台でした。

このうち、監査対象部局における調査の結果、以下の点について問題が見られましたので、該当する部局に対して適正に処理するよう指示しました。

- ① A E Dの電極パッドとバッテリーの使用期限が切れているものがあった。(1件)
- ② 全国A E Dマップに登録されていないA E Dがあった。(1件)
- ③ 日常点検が行われていないA E Dがあった。(2件)
- ④ 研修が実施されていない施設があった。(6件)

※ 全国A E Dマップとは、厚生労働省の指示に基づく全国版で登録型の唯一のA E Dマップで、日本救急医療財団が設置者及び設置管理者から公開の同意を得たA E D設置状況を掲載しています。

イ 企業会計

企業会計は、平成30年度に一般・特別会計において留意した事項について監査を実施しました。

- (ア) 随意契約による委託契約について
- (イ) 施設の防犯体制について

(ア) 随意契約による委託契約について

随意契約については、契約の公平性・透明性の確保の観点から適正な運用が求められています。

委託契約の状況は毎年監査資料に掲載していますが、随意契約の方法によるものが相当数見られるため、その実態を把握し、適正な運用が図られているかに特に留意して監査を実施しました。

調査項目及び調査方法は、次のとおりです。

- a 契約手続は適正か
- b 随意契約の要件に該当しているか

調査の結果、特に指摘等が必要な事項は見られませんでした。

(イ) 施設の防犯体制について

平成25年及び平成29年に発生した鶴飼観覧船事務所での現金盗難事件を受け、各施設の防犯体制に特に留意して監査を実施しました。

調査項目は、次のとおりです。

- a 施設、金庫等の施錠、現金の保管、鍵の保管について
- b 防犯カメラの設置について
- c 防犯訓練の実施についてについて

調査の結果、特に指摘等が必要な事項は見られませんでした。

(2) 予算の流用について

予算の流用に関しては、財政部から「予算格付けのない執行や予算の流用については、法令、要綱等により執行が必要なものを除き認めない」との通知が発出されていることから、昨年度から引き続き流用の状況について調査しました。

その結果は、下記に記載のとおり、育児休業の代替雇用に伴う経費のように流用することがルール化されているものや、予算編成時には予測できないものであり、やむを得ない流用であったと思われます。

① 育休等職員の代替雇用に伴うもの	20 件
② 予算編成時には予測できない外的要因によるもの	3 件
③ 公務災害の発生に伴うもの	0 件
④ 事業の見直しによるもの	10 件
⑤ 業務の増加によるもの	5 件
⑥ 事故等の賠償金を支出するため、流用が必要となったもの	4 件
⑦ 予算計上に起因し、流用が必要となったもの	5 件
・ 予算計上漏れや誤りによるもの	
⑧ 維持管理や故障等、緊急に対応するため、流用が必要となったもの	10 件
合計 57 件	

※ 流用件数は、企業会計（市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）を除く各部局の監査対象期間内（平成31年4月から最長11月末まで）の件数となります。

(3) 交通事故の防止について

交通事故の防止については、各部における公用車へのドライブレコーダーの搭載や自動車学校での安全運転研修、行政部管財課による研修が行われているものの、依然

として交通事故が発生しています。

令和元年度に定期監査・行政監査を実施した部局における監査対象期間に発生した交通事故件数の合計は**３６件**で、このうち**後進中の事故が２０件**ありました。また、**２０件中７件は、同乗者がいたにもかかわらず、誘導をしていませんでした。**

後進する場合には、**同乗者の一人が車から降りて後方確認**を行うことにより、事故を未然に防止することが可能であったと考えられることから、平成２５年度以降、後進する場合の後方確認について具体的な指導を行ってきましたが、同様の事故が発生しており、**今回も後方確認を徹底する等の指摘**を行いました。

それ以外の事故についても、**十分に注意していれば防ぐことができたと思われる事例も多く**、いずれは大きな事故につながる可能性があることから、該当部局に対し、職員に対する啓発や事故の再発防止などを指示しました。

《部局別交通事故件数》

部 局 名	監査対象期間	交 通 事 故 件 数		
			うち後進中の事故件数	
				うち同乗者有 で誘導なし
企画部	H30. 4. 1～R1. 7.31	1	1	
財政部	H30. 4. 1～R1. 7.31	4	3	2
子ども未来部	H30. 4. 1～R1.11.30	0		
環境部 (旧環境事業部、 旧自然共生部を含む)	H30. 4. 1～R1. 8.31	12	4	3
基盤整備部	H30. 4. 1～R1.10.31	4	1	
市民参画部	H30. 4. 1～R1.10.31	3	3	1
薬科大学	H30. 4. 1～R1. 7.31	1		
女子短期大学	H30. 4. 1～R1. 8.31	0		
教育委員会	H30. 4. 1～R1.11.30	8	7	
会計課	H30. 4. 1～R1. 8.31	0		
議会事務局	H30. 4. 1～R1. 7.31	0		
監査委員事務局	H30. 4. 1～R1. 8.31	0		
中央卸売市場	H30. 4. 1～H31.3.31	0		
市民病院	H30. 4. 1～H31.3.31	0		
上下水道事業部	H30. 4. 1～H31.3.31	3	1	1
合 計		36	20	7

(4) 指摘事項

- (ア) 法令、条例、規則等に抵触し、重大な影響を及ぼす事項又はそのおそれのある事項で直ちに対応することが適当と認めたもの
- (イ) 不適切な事案の再発防止のために直ちに対応することが適当と認めた事項
- (ウ) その他直ちに対応することが適当と認めた事項

《区分別の指摘事項の件数》

区 分		内 容		指摘件数
1	収入について	a	未収金の回収等について	6
		b	繰越調定について	1
		小 計		7
2	事務執行について	c	不適切な事務処理について	1
		小 計		1
3	財産管理について	d	土地の管理について	1
		e	たな卸資産の管理について	1
		小 計		2
4	事故の防止について	f	公用車による事故について	4
		g	施設等における事故について	1
		小 計		5
5	個人情報の保護について	h	個人情報の漏えいについて	3
		小 計		3
合 計				18

◎主な指摘事項

1－a 未収金の回収等について

【指摘事項】

し尿処理手数料の収入未済額は、平成30年度末で1,291,492円である。令和元年8月末現在では、過年度未収金が966,972円である。

今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度分の回収についても、滞納繰越が生じないように努力されたい。

同様の指摘内容がほかに5件ありました。

1－b 繰越調定について

【指摘事項】

収入未済分の繰越調定について、岐阜市会計規則第 60 条第 1 項では、現年度の歳入について当該年度の出納閉鎖日までに収入済とならなかったものは、その調定額を翌年度に繰り越さなければならないと規定している。

しかしながら、令和元年 6 月 1 日付けで調定した軽自動車税の平成 30 年度現年課税分の繰越調定額が、平成 30 年度の出納閉鎖日における現年課税分の収入未済に係る調定額と一致していなかった。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

2－c 不適切な事務処理について

【指摘事項】

岐阜市上下水道事業部企業会計規程第 112 条第 1 項において、固定資産を廃棄しようとする場合は、上下水道事業政策課長に合議のうえ、管理者の決裁を受けなければならないとされている。

しかしながら、平成 30 年度に廃棄した水道メーター及び計測器（井戸水メーター）について、決裁を受けていなかった。

今後は、岐阜市上下水道事業部企業会計規程を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

3－d 土地の管理について

【指摘事項】

子ども未来部が所管する普通財産である土地において支線 1 条、行政財産である土地において電話柱 1 本及び支線 1 条が設置されていたが、子ども未来部は、この土地の一部を使用許可申請がないまま電話通信会社に使用させていた。また、申請者が申し出るまで事実を把握していなかった。

今後は、所管する土地の状況を把握し、適正な財産管理に努められたい。

3－e たな卸資産の管理について

【指摘事項】

薬剤部において、たな卸資産である薬品の受払は、物流管理システムで行って

いる。薬剤部から病棟等に払い出した薬品のうち、患者の治療内容が変更になったことなどにより、使用せず薬剤部に戻ってくる薬品は、一部の高額薬品や毒薬等を除き物流管理システムに入力されていない。よって、物流管理システムから出力される帳簿残高には、正確な在庫数が記録されていない。

このため、実地たな卸は、本来、帳簿残高と実在庫を照合し、差異があればその原因を調査し、原因により適切な処理を行った後に帳簿残高を実在庫に調整すべきところ、9月及び3月に行なう実地たな卸では、実在庫を数えた結果を物流管理システムに入力しているのみであった。

一旦払い出された後、病棟等から戻ってきた薬品について、物流管理システムで在庫管理できる方法を検討するとともに、適切に実地たな卸を行うことができる方法を検討されたい。

併せて、薬剤部及び中央検査部において行う実地たな卸の方法を定めたマニュアルの作成を検討されたい。

4－f 公用車による事故について

【指摘事項】

平成30年4月から令和元年10月までの監査対象期間中に、公用車の後退時における事故が3件発生した。そのうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車して誘導しなかった。

後退時の安全確認の励行について指導されたい。

同様の指摘内容がほかに3件ありました。

4－g 施設等における事故について

【指摘事項】

平成30年4月から令和元年8月までの監査対象期間中に、バキューム車のホース巻き取り作業中の物損事故が2件発生した。

作業手順の周知を図るなど、安全管理を徹底されたい。

5－h 個人情報の漏えいについて

【指摘事項】

岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員（地方公務員法に規定する一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員をいう。）又は職員であった者

は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨定めている。

しかしながら、以下の事例が見受けられた。

(1) 幼児教育課において、職員が複数人に電子メールを一斉送信する際、他の送信先のメールアドレスをわからないようにしなければならないにもかかわらず、当該複数人が相互に見ることができる状態で送信していた。

(2) 放課後児童クラブにおいて、児童が絵を描くために使用した紙の裏面に個人情報に記載されていた。

(3) 商業高等学校において、教員が進路指導室のパソコンで生徒のリストを印刷後、担任を務める教室に移動する間に、リストを紛失していた。

今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(5) 意見

(ア) 効率性、経済性、有効性等の観点から、是正又は改善のために検討することが
適当と認めた事項

(イ) その他指摘には至らないが、特に言及することが適当と認めた事項

《定期監査・行政監査における意見》

区 分		内 容		意見件数
1	収入について	a	未収金等の回収について	1
2	事故の防止について	b	事故の防止について	3
3	著作権の管理について	c	著作権者への利用の許諾について	1
4	書類の管理について	d	書類の適正な管理について	1
合 計				6

◎主な意見

3－c 著作権者への利用の許諾について

【意見】

広報ぎふに利用した画像について、著作権者に利用の許諾を受けていないものがあった。

今後は著作権についての理解を深め、適切な事務執行に努められたい。

4 財政援助団体等に対する監査

市が資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）、公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）、市が補助金等を交付している団体（財政援助団体）について、計4団体を選定して監査を実施しました。

監査対象団体		所管部局
出資団体	一般財団法人 岐阜市公共ホール管理財団	商工観光部
指定管理者	株式会社 三和サービス (対象施設：岐阜市三田洞神仏温泉)	福祉部
財政援助団体	岐阜市笑いと感動のまちづくり実行委員会 (笑いと感動のまちづくり事業負担金)	商工観光部
	岐阜薬科大学日中学術交流事業会 (岐阜薬科大学日中学術交流事業会負担金)	薬科大学

(1) 監査結果

監査を実施した結果、指摘事項及び意見についてはありませんでした。

一方、指摘に至らない事項を指示事項として、団体及び団体を所管している部局に対して、それぞれ具体的な事案を示し、それに対し適正に処理を行うよう指示しました。

5 例月現金出納検査（平成31年2月～令和2年1月）

一般・特別会計及び各企業会計について、提出された歳入歳出実績表及び試算表等の計数や保管現金の確認をするとともに、出納が適正に行われているか検査しました。

(1) 指摘事項

《例月現金出納検査における指摘事項》

No	区分	内容	件数
1	誤払い	支出命令書に誤った書類を添付して支払事務を行っていた。	2
2	誤払い	請求金額の確認不備により誤払いをし、その後についても正しい処理がなされていなかった。	1
3	支払遅延	業者から請求書を受領していたにもかかわらず、支払調書を作成していなかった。	1
合 計			4